

議員提出議案第1号

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成24年3月22日

提出者	杉並区議会議員	富本	卓
	同	島田	敏光
	同	小川	宗次郎
	同	原田	あきら
	同	小松	久子
	同	大和田	伸
	同	田中	ゆうたろう
	同	今井	ひろし
	同	浅井	くにお
	同	脇坂	たつや
	同	大熊	昌巳
	同	藤本	なおや
	同	岩田	いくま
	同	井口	かづ子
	同	小泉	やすお
	同	山本	ひろこ
	同	中村	康弘
	同	北	明範
	同	川原口	宏之
	同	大槻	城一
	同	渡辺	富士雄
	同	横山	えみ
	同	市来	とも子
	同	山本	あけみ
	同	山下	かずあき

同	増	田	裕	一
同	安	齊	あ	き
同	河	津	利	恵
同	山	田	耕	平
同	富	田	た	く
同	金	子	けん	た
同	く	す	や	ま
同	鈴	木	信	男
同	す	ぐ	ろ	奈
同	そ	ね	文	子
同	奥	山	た	え
同	市	橋	綾	子
同	斉	藤	常	男
同	吉	田	あ	い
同	大	泉	時	男
同	け	し	ば	誠
同	新	城	せ	つ
同	佐	々	木	浩
同	松	浦	芳	子
同	横	田	政	直
同	堀	部	や	す
同	木	梨	も	り

杉並区議会議長

藤 本 なおや 様

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例

杉並区議会委員会条例（昭和31年杉並区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「政策経営部」の次に「、総務部」を加え、同条第4号中「環境清掃部」を「環境部」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

杉並区組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管の整備を図る必要がある。

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(常任委員会の名称、委員定数及び所管)	(常任委員会の名称、委員定数及び所管)
第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
(1) 総務財政委員会 10人 政策経営部、総務部、会計管理室、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項	(1) 総務財政委員会 10人 政策経営部_____、会計管理室、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
(2)及び(3) 略	(2)及び(3) 略
(4) 都市環境委員会 9人 都市整備部及び環境部_____に関する事項	(4) 都市環境委員会 9人 都市整備部及び環境清掃部_____に関する事項
(5) 略	(5) 略